

事 務 連 絡  
令和元年 1 2 月 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公私立大学事務局  
各国公私立高等専門学校事務局  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

### 今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について

このことについて、別紙のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から連絡がありました。

については、今冬のインフルエンザへの対応に関し、別添の「令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」及び「令和元年度 インフルエンザQ&A」を参考に、インフルエンザの予防対策を徹底するようお願いします。

各学校（専修学校を含み、各種学校を含まない。以下同じ。）の設置者においては、インフルエンザによる臨時休業や出席停止があった場合には、学校保健安全法第 1 8 条及び同法施行令第 5 条に基づき、保健所と連絡するものとされています。また、インフルエンザによる出席停止期間については、同法施行規則第 1 9 条第 2 号により、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで」と規定されていますので、これに沿って適切な対応をお願いします。

なお、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所管又は所轄の学校法人等及び学校等に対して、国立大学法人におかれては、各附属学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

(参考)

<厚生労働省 インフルエンザ対策ホームページ>

令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

<文部科学省 感染症対策ホームページ>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353635.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353635.htm)

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 TEL : 03-5253-4111 (内線 2070) FAX : 03-6734-3794
--

事 務 連 絡  
令和元年 1 2 月 2 日

文部科学省  
初等中等教育局健康教育・食育課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

日頃より厚生労働行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、別添（写）のとおり都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部（局）長宛てに発出いたしましたので参考に送付いたします。

また、貴課におかれましても関係機関等に周知していただく等御協力の程よろしくお願いたします。

厚生労働省ホームページにも11月26日付で掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。

<インフルエンザ対策ホームページ>

令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

<本件に関する問い合わせ先>

厚生労働省健康局結核感染症課  
特定感染症係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
代 表 03-5253-1111（内線：2095）  
直 通 03-3595-3426  
F A X 03-3506-7325

健感発 1 1 2 6 第 1 号  
令和元年 1 1 月 2 6 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

#### 今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「令和元年度今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施していくこととし、併せて「令和元年度インフルエンザQ&A」を作成しました。貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

さらに、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組や、医師会等の関係団体との密接な連携が重要であり、積極的な情報提供等に御協力ください。